

第五次環境学習推進計画の 骨子案について

1. 環境学習をめぐる課題まとめ p. 1 ~ p. 4
2. 次期計画の骨子案について p. 5 ~ p. 21
3. 参考資料 p. 22 ~ p. 27

1. 環境学習をめぐる課題まとめ

令和5年度第2回協議会

社会を変える意識をもつ若者の育成

多様な世代（主体）の活動を評価し促進する仕組みづくり

環境・経済・社会を同時に向上させるための取組の推進

環境学習の担い手になりたいと思う人を増やすための仕掛けづくり

学校現場とコーディネーター等の多様な人材をつなぐ仕組みづくり（学校の支援）

県外への取組の発信

令和6年度県政モニターアンケート

身近なところで取り組める環境学習の場や機会の充実

環境学習に関する情報がない

1. 環境学習をめぐる課題まとめ

令和6年度第1回協議会

中間支援の役割

- ・ 関心のない子どもをこっちに向かせることができるのは学校であり、学校の支援のためにコミュニティ・スクールの取組が重要。
- ・ 市町同士をつないで推進するということも県の役割のひとつだと思う。
- ・ 地域の人が学校に入るなどの学校の支援の視点も大事にしてほしい。

環境学習への参画の促進

- ・ 「環境学習」や「環境課題」とするとハードルが高いように感じてしまうため、地域課題や文化活動など少し興味をもってもらいやすいもので入口を広くするのが大事だと思う。
- ・ ごみ拾いとウォーキングを組み合わせたり、鮎ずしづくりと環境学習を組み合わせたり、「環境学習」以外の切り口で人を集めるのもいいのでは。
- ・ 自分事としてとらえてもらえる環境学習を考える。
- ・ 計画のはじめに地球環境の状態は「待ったなし」の状況であることを書かないと危機感をもってもらえない。

その他

- ・ ウェルビーイングの要素（人々の幸福や生活の質の向上）も計画の中に入れるのはどうか。
- ・ 竜王町の地域と学校の連携について、次期計画で好事例としてとりあげてはどうか。
- ・ 今は学校の中で「ボランティア部」などがあり、学校だけでなく地域に入って活動している。そういった若い世代の取組も知ってもらいたい。
- ・ 地球温暖化、生物多様性や自然保護などの環境課題のバランスを大事に（偏りがないように）。
- ・ この計画の中でも「気候変動」についてとりあげてほしい。

1. 環境学習をめぐる課題まとめ

課題

・身近なところで取り組める場や機会の充実

・学校の支援
・中間支援
・環境・経済・社会を同時に向上させるための取組の推進

・担い手になりたいと思う人を増やすための仕掛けづくり
・社会を変える意識をもつ若者の育成
・環境学習への参画の促進
・多様な世代（主体）の活動を評価し促進する仕組みづくり

・県外への取組の発信
・環境学習に関する情報がない

次期計画の基本方針

①原体験として自然に触れ、地域学習の中で人と自然のつながりに気づく

②課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

③人材が育つ環境を整え、活動を促進する

④琵琶湖の価値や取組を県外・世界へ発信し、学びあいながら発展させる

次期計画の重点的取組

- (1) 指導者育成
- (2) 中間支援機能の充実・強化
- (3) 県内・県外への積極的な情報発信

2. 次期計画の骨子案

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の経緯 (p.2)

県の環境学習推進条例に基づき本計画を定め、持続可能な社会づくりを目指していく、ということを書いた項目 → 継続

2. 計画の性格(p.2)

県の環境学習推進条例と国の環境教育等促進法に基づく計画であることや、SDGsのゴール4に貢献する計画であることを書いた項目

【MLGsのゴール10に貢献する計画であることを追記】

MLGs Goal10: 「地元も流域も学びの場に」

3. 計画の期間(p.3)

次期計画の期間: 令和8年度～令和12年度

コラム欄

- ・ 「環境教育」と「環境学習」の違い → 継続
- ・ 「ESD」 → 継続 【解説の図を追加】



2. 次期計画の骨子案

第2章 環境学習の現状と課題

1. 環境学習をめぐる動き(p.4)

世界、国、県それぞれの動きを書いている項目→ 継続

世界：気候変動、サーキュラーエコノミー、カーボンニュートラル、30by30

国：第六次環境基本計画の策定、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更

県：びわ湖の日、ラーケーション、コミュニティ・スクール、MLGs 等について記述

※スライド22～【参考資料】を参照ください。

2. 次期計画の骨子案

第2章 環境学習の現状と課題

2. 環境学習をめぐる課題（新）

①原体験として自然に触れる機会の確保

環境を守ろうとする行動の根元となる、原体験として自然に触れる機会のない子どもや親世代が増えている。自然体験をより手軽に・身近にするような支援や、機会の提供が必要。

②環境学習の担い手の育成

環境学習の指導者が高齢化・固定化しており、次の担い手が育っていない。環境学習以外の切り口で、若い世代や後継者の呼び込みが重要。

③環境学習に関する情報の発信

環境学習に取り組める場や機会の情報や、指導者になるための情報が必要とする人・興味がある人に届いていない。環境学習へのあらゆる主体の参画を促すためにはほしい情報が手に入る環境を整える必要がある。

④学校現場への支援

環境問題や環境課題に興味のない子どもにアプローチするには、学校現場での環境学習の機会を充実させる必要がある。それぞれの学校の状況にあった支援ができるよう、地域コーディネーターの活用、学習用具の提供などの支援方法の充実を図ることが重要。

2. 次期計画の骨子案

第3章 計画のめざすもの

1. 基本理念(p.7)

- (1) すべての県民が協働と連携により取り組む
- (2) 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める
- (3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- (4) 体験の重要性を認識する
- (5) 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- (6) 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ

「滋賀県環境学習推進条例」に規定する6つの基本理念を書いている項目

→ 現行の理念を継続

2. 次期計画の骨子案

第3章 計画のめざすもの

2. 基本目標(p.8)

【現行計画】

地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、「いのち」がつながる持続可能な社会づくり

(考え方) この文言は第五次環境総合計画の目指すべき将来像「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」とのリンク。現行計画策定時の自然災害や新型コロナウイルス感染症による社会への影響を踏まえ、人と人、人と自然といった「いのち」のつながりを大切にするという意味をこめたもの。

【変更案】

地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、**ウェルビーイングを実現した**持続可能な社会づくり

(考え方) 身の回りの自然環境に愛着をもち、自ら行動できる人を育てることにより環境保全を進めていくとともに、人々のウェルビーイングも実現することで環境・経済・社会を同時に向上させていく。

※ウェルビーイングの定義をどのようにする？

環境省：「高い生活の質」

WHO：「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも精神的にもそして社会的にも、すべてが満たされた状態 (well-being) にあること」

2. 次期計画の骨子案

第4章 基本方針（現行：「環境学習の展開方向」 p.9）

1. 基本方針（新）（現行：第2章2「環境学習をめぐる課題から求められるもの」）p.5

持続可能な社会づくりに向けた環境学習の推進のため、各主体へのヒアリングをもとに今後必要な対応を整理

→ 協議会等の意見をもとに以下の4つに変更

【現行計画】第2章2「環境学習をめぐる課題から求められるもの」

(1) 原体験として自然に触れ、普段から自然と関わる

(2) 「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づく

(3) 課題同士のつながりに気づき、分野を越えて取り組む

(4) 人材が育つ環境を整え、活動を支える

(5) 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあう

【次期計画】第3章3「基本方針」

(1) 原体験として自然に触れ、「地域学習」の中で、人と自然のつながりに気づく

(2) 課題同士のつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む

(3) 人材が育つ環境を整え、活動を促進する

(4) 琵琶湖の価値や取組を県外・世界へ発信し、学びあいながら発展させる

2. 次期計画の骨子案

第4章 1. 基本方針（新）

新（1）原体験として自然に触れ、地域学習の中で人と自然のつながりに気づく
子どもたちから自然に触れる機会がある人が減ってきている中で、自分と地球環境のつながりを実感することができる原体験の重要性を改めて認識し、子どもたちの自然体験の機会を増やすための取組が重要。

新（2）課題同士のとつながりに気づき、分野・世代・地域を越えて取り組む
環境課題だけでなく、環境と地域や教育などのさまざまな分野の課題を掛け合わせ、それらを同時に解決することで持続可能な社会を実現する。そのために、分野・世代・地域の枠を超えて協働による取組が重要。

新（3）人材が育つ環境を整え、活動を促進する
持続可能な社会を担う子どもたちが育つ環境をつくることに加えて、環境学習の担い手を育成することにも力を入れる。あらゆる主体の環境保全につながる活動を把握し、支援し、促進する。

新（4）琵琶湖の価値や取組を県外・世界へ発信し、学びあいながら発展させる
県外・国外に滋賀県の取組を発信することで、外からの評価を得ることができ、県内の環境保全活動が促進される。そして、県外・国外の環境保全活動についても学ぶことで、滋賀県の取組がよりよい方向に発展する。

2. 次期計画の骨子案

第4章 基本方針

1. 基本的な視点(p.9) → 項目削除

第2章の現状と課題を踏まえ、基本的な視点を3つ提示している項目

- (1) 遊び、親しみ、「体験する」環境学習
- (2) 分野を越えて、「つながる」環境学習
- (3) 地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習

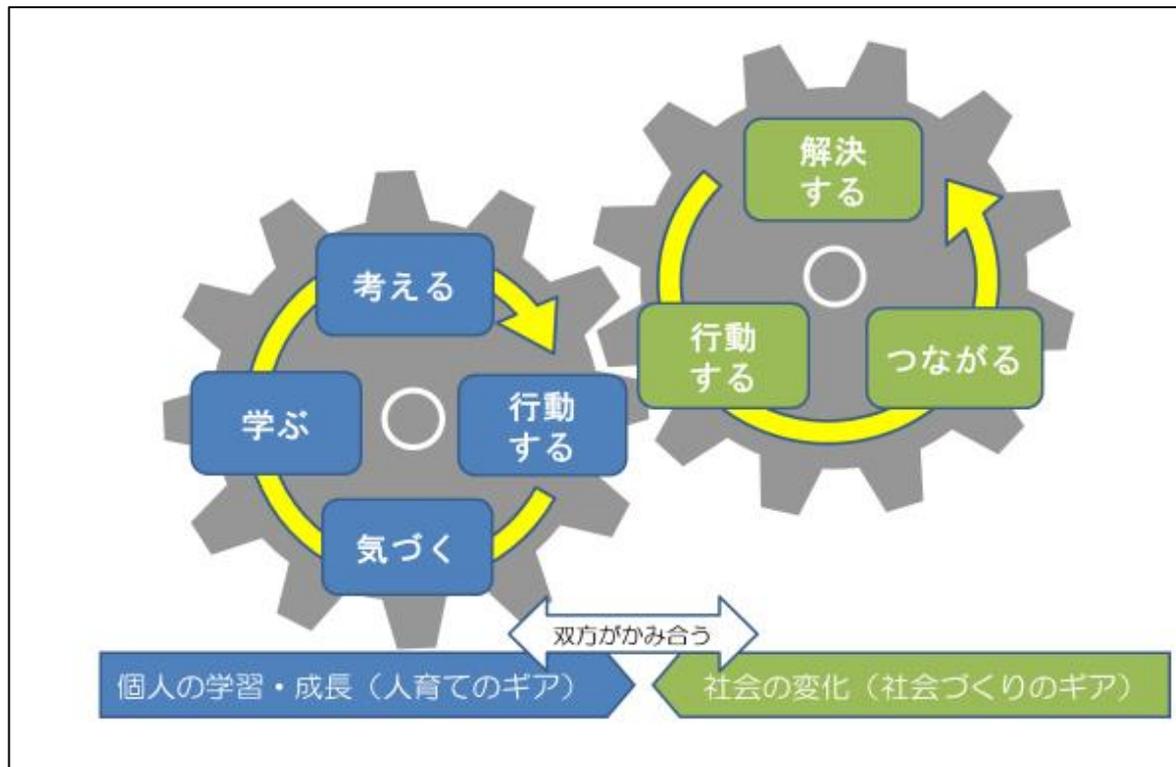
→次期計画第4章の1「基本方針」と内容が重複する部分が多いため、**項目削除し内容を次期計画第4章の1「基本方針」にまとめる**

2. 次期計画の骨子案

第4章 基本方針

2. 環境学習による持続可能な社会づくり（現行：第4章2「取組の方法」p.10）

環境学習による人材育成が持続可能な社会づくりにつながっていくイメージをギアモデルで示し2つのギアを軸にして取組を進めていくことを書いた項目
→ ギアモデル継続



2. 次期計画の骨子案

第4章 基本方針

3. 各主体に期待される活動（現行：第4章3「各主体に求められる展開方向」p.11）

県民、NP0等団体、学校、事業者、行政のそれぞれの責任と役割を記載した項目
→ 内容継続

コラム欄

- ・（家庭）ファッションロス
- ・（地域）竜王町コミュニティスクールの取組
- ・（学校）スクールESDくさつ
- ・（企業）自然共生サイトでの企業の取組（ダイキン、ダイフク）
- ・（行政）世界水フォーラムでの発信

2. 次期計画の骨子案

第4章 基本方針

【現行】第4章 「4. 県の施策の展開方向」(p.16~20)

環境学習推進施策を分類する6つの柱と、柱ごとにギアモデルのどのステップを意識した施策なのかを記した項目

→実質的には計画の進行管理で活用している考え方なので、

次期計画 第7章「進行管理」に移動

【現行計画】県の施策の体系（6つの柱）

- (1) 人材育成および活用
- (2) 環境学習プログラムの整備および活用
- (3) 場や機会づくり
- (4) 情報の提供
- (5) 連携・協力のしくみづくり
- (6) 取組への機運を高める普及啓発

2. 次期計画の骨子案

第5章 重点的な取組

【現行】第5章 「1. 重点的に取り組む課題と課題同士のつながり」(p.21~23)

県が重点的に取り組む5つの環境課題を示した項目

→実質的には進行管理で使用する指標のうちのひとつであるため、

項目は削除し、これまでと同様、進行管理の指標として使用

【現行計画】重点的に取り組む課題

- ①「暮らしと琵琶湖のつながり再生」についての学習推進
- ②「脱炭素社会づくり」についての学習推進
- ③「生物多様性の保全」についての学習推進
- ④「循環型社会づくり」についての学習推進
- ⑤「多面的な機能をもつ森林づくり」についての学習推進

2. 次期計画の骨子案

第5章 重点的な取組

2. 環境学習の推進に向けた「つながり」の強化(p.25)

環境学習に取り組む主体のつながりを促進するための県の施策について書いた項目 → **タイトル・内容の変更**

現行計画

- ・環境学習の推進に向けた「つながり」の強化
- ①拠点となる人、団体、施設などの「つながり」強化
- ②学校や幼児教育の場と、地域との「つながり」強化



次期計画

- ・**環境学習の指導者育成**
(指導者育成講座、指導者の業務内容の発信)
- ・**中間支援機能の充実・強化**
(環境学習用具の貸出、指導者のイベント情報の発信)
- ・**県内・県外への積極的な情報発信**
(ホームページやフォーラム等での発信)

2. 次期計画の骨子案

第6章 推進体制（現行：「施策の効果的な実施のための推進体制」 p.28）

1. 「滋賀県環境学習等推進協議会」による推進

（現行：「滋賀県環境学習等推進協議会」との連携）（p.28）

環境学習等推進協議会の役割について記載した項目 → 内容継続

2. 「環境学習センター」での支援（現行：「環境学習支援機能の充実」）（p.29）

環境学習センターの役割について記載した項目 → 内容継続

3. 分野横断的な施策の展開（現行：「施策の総合的な展開」）（p.28）

様々な行政分野と連携して環境学習を推進することを示した項目 → 内容継続

4. 関係する主体との協働（現行：「協働による推進」）（p.29）

県民やNPOなどあらゆる主体との連携方法について記載した項目 → 内容継続

コラム欄

- ・ 滋賀の地域ESD拠点の役割（あいとうエコプラザ菜の花館など）
- ・ 環境学習センターの取組（環境学習用具の貸出）

地域ESD活動推進拠点

各地域・各分野で取り組まれるESDをさまざまな形で支援する。

滋賀拠点：淡海環境保全財団、山内エコクラブ、あいとうエコプラザ菜の花館

2. 次期計画の骨子案

第7章 進行管理

1. 進行管理の考え方

環境審議会や環境学習等推進協議会への報告、県民への公開などの流れを記載した項目 → 継続

2. 進行管理の指標（新）

（現行計画第4章の4「県の施策の展開方向」から移動）

◆アウトプット指標：以下の6つの分類に関連する数値（参加者数など）

現行計画

- (1) 人材育成および活用
- (2) 環境学習プログラムの整備および活用
- (3) 場や機会づくり
- (4) 情報の提供
- (5) 連携・協力のしくみづくり
- (6) 取組への機運を高める普及啓発



次期計画

- (1) 人材育成および活用
- (2) 環境学習プログラムの整備および活用
- (3) 場や機会づくり
- (4) 情報の提供、**普及啓発**
- (5) 連携・協力のしくみづくり
- (6) **国際的な対応・協力**

（考え方）

「基本方針」の④「琵琶湖の価値や取組を県外・世界へ発信し、学びあいながら発展させる」に関連する施策の進捗を見える化するため、新たに柱のひとつに「国際的な対応・協力」を追加。

◆アウトカム指標：県民の環境保全行動実施率

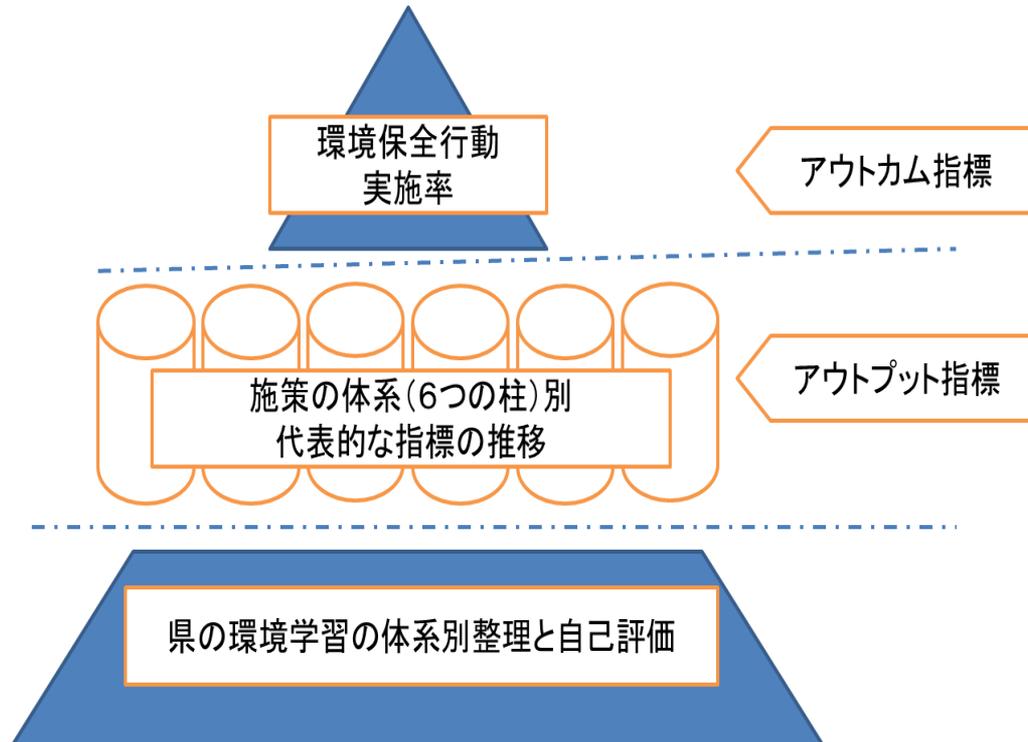
2. 次期計画の骨子案

第7章 進行管理

3. 進行管理の手法

3層構造の進行管理の手法について説明 → 継続

※現行計画の課題をふまえ、具体の手法については、協議会で出た意見に沿った方法を検討



本日も議論いただきたい点

・前回協議会での
ご意見の反映について

・骨子案に入れるべき
ポイントについて

第五次環境学習推進計画の骨子案について

・次期計画で取り上げる
地域の事例について

・全体のバランスについて

【以下、参考資料】

国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）結果概要



日程・場所等

2023年11月30日（木）～12月13日（水） アラブ首長国連邦（ドバイ）

岸田総理によるステートメント

- 日本の温室効果ガス排出量は2021年度で約20%削減しており、着実に進捗していることを発信。
- 1.5℃目標達成に向け、2030年までの行動が決定的に重要であること、2050年ネットゼロの達成、2025年までの世界全体の排出量ピークアウト、全ての部門・全ての温室効果ガスを対象とした総量削減目標の策定等を主張。
- ネット・ゼロへの道筋に沿って、エネルギーの安定供給を確保しつつ、排出削減対策が講じられていない新規の国内石炭火力発電所の建設を終了していく旨を表明。

COP28決定のポイント

- 初めての「**グローバル・ストックテイク※**」を完了：本成果を踏まえつつ、全ての国は2025年までに次期NDCを策定。
※5年ごとに世界全体の気候変動対策の進捗状況を確認する仕組み
- 1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性を強調
- 1.5℃目標の達成に向けた2025年までの排出量ピークアウト
- 全ての部門・全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標の策定
- 国ごとに異なる状況や排出削減の軌跡、アプローチを考慮しつつ、各国が決定する方法で、以下に掲げる世界的な取組に貢献することを締約国に要求。
 - 世界全体での再エネ発電容量 3 倍・省エネ改善率 2 倍
 - 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の逡減加速
 - エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行
 - 再エネ、原子力、CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）等の脱炭素・低炭素技術の促進
- 持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターンへの移行
- **ロス&ダメージ**：基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に合意(日本は立ち上げ費用として1000万ドルの拠出を表明)



緩和野心閣僚級会合での発言

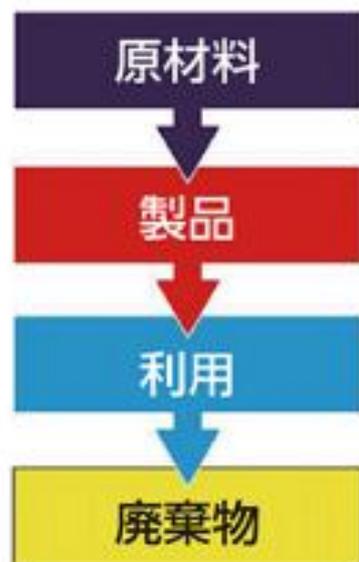
1 循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けて

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます（図2-2-1）。

図2-2-1 サークュラーエコノミー

リニアエコノミー （線型経済）



サーキュラーエコノミー （循環経済）



※限りある資源の効率的な利用等により世界で約 500 兆円の経済効果があるとされている成長市場（出典：Accenture Strategy 2015）

30by30目標が目指すもの

— 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すために —

1 30by30目標って？



30by30

2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標です。

新たな世界目標として議論されています

- ① 2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）。ここで採択された生物多様性の世界目標である「愛知目標」。
- ② これに続く新たな世界目標である「**ポスト2020生物多様性枠組**」が今年12月に開催予定のCOP15（カナダ・モントリオール）で採択される予定です。30by30目標は、2030年に向けたこの具体的な目標の一つとして検討されています。

G7各国は世界目標の決定に先立ち、30by30目標を約束

- ① 2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での**30by30目標を約束**※しました。
※G7首脳コミュニケ付属文書「自然協約」
- ② 同G7では、2030年までに**生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ**も打ち出しました。

国内外の研究報告で、生物多様性保全のために30by30を目指すことが重要と指摘

- ① 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- ② 日本の保護地域を**30%**まで効果的に拡大すると生物の**絶滅リスクが3割減少**する見込み

2 日本ではどのぐらいの面積が保全されているの？

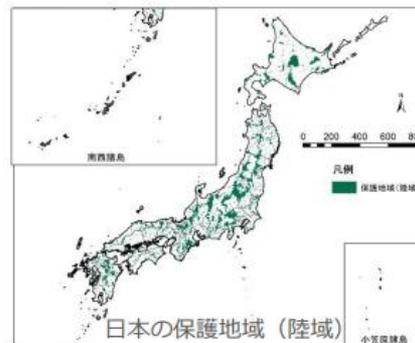


30by30

陸域20.5%と海域13.3%を保護地域として保全。

2020年までの愛知目標は達成

- ① 「愛知目標」では2020年までに陸域17%、海域10%を保全することが掲げられていました。
- ② 日本では、陸域は20.3%で既に愛知目標を達成していました。その後、奄美や沖縄の国立公園の指定等により**20.5%**になりました。
- ③ 海域については8.3%でしたが、2020年に「**沖合海底自然環境保全地域**」という制度をつくり、小笠原方面を新たに指定し、**13.3%**となりました。



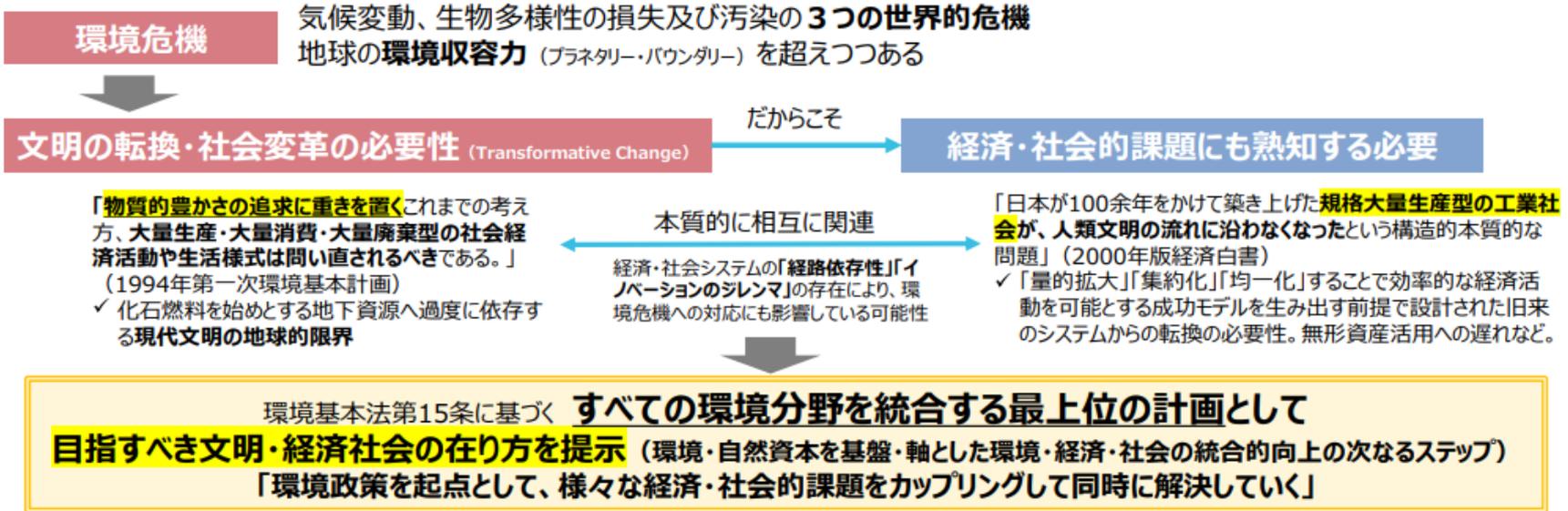
3 どんな良いことがあるの？



30by30

健全な生態系を回復させ、**豊かな恵み**を取り戻します。

第六次環境基本計画の狙い・ミッション： 「第一次計画から30年の節目を踏まえ 希望が持てる30年へ」と「勝負の2030年」



- 目的を「環境保全と、それを通じた**現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』**」と明記。国民一人一人に寄り添う姿勢を明確化。
- ビジョンとしての**循環共生型社会**（環境・生命文明社会）
 - ✓ 「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」**「地上資源基調」文明**
 - ✓ 環境負荷の総量削減、伝統的自然観にも基づき生態系の中の健全な一員へ、個々の取組から地球レベルまで**同心円の発想**、プラネタリー・ヘルス
- **「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位に置いた「新たな成長」の実現**（市場的価値＋非市場的価値の向上） → これまでと**「変え方を変える」**
 - ✓ 「**シン・自然資本**（自然資本と自然資本を維持・回復・充実させる資本・システム）」を中心に据え、**環境価値**を活用した**循環・高付加価値型**の新たな経済社会システムへ
 - ✓ 最良の科学に基づく**スピードとスケール**、政府、市場、国民（市民社会、地域コミュニティ）の**共進化**、「新たな成長」の実践・実装の場としての**地域循環共生圏**
- **6分野**（経済、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）の重点戦略による施策の統合・シナジー
- **水俣病問題等の環境行政の原点**というべき分野の取組を、なお一層進める。

環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に変更（閣議決定）され、変更後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全6回）において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和6年5月14日閣議決定。

環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の気候変動の危機を踏まえ、我が国は2050年カーボンニュートラルの実現をはじめとした持続可能な社会への変革が急務
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による国内外等の学びの可能性の拡大
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現を目指すことの世界적인認識の高まり
- 社会変革における若者の参画、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体による自発的な取組によって、

個人の変容 → 組織や社会経済システムの変革に連動

②環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、体験活動

+ 多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学びを様々な機会でも推進することが重要

③協働取組

地域の実情や課題等に応じた中間支援機能を軸とする協働ガバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった協働のプロセスを、様々な地域において実践し、持続可能な社会への変革につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、地域循環共生圏の創造と、人々のウェルビーイングにつなげていくことが重要

滋賀県の取組関連

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校のこと。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。

びわ湖の日（7月1日）

県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるための日。

生物多様性しが戦略（2024年3月策定）

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けた、生物多様性基本法第13条に基づく滋賀県の生物多様性地域戦略。

MLGs（マザーレイクゴールズ）

「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会の実現を目指す目標（ゴール）であり「琵琶湖版のSDGs」。琵琶湖・滋賀から世界を変えるための目標であることを示している。

しがプラチャレンジの日（毎月一日）

プラスチックごみ削減に資する行動をとる特別な日と捉え、日常生活を見つめ直し、ライフスタイルを切り替える機会とする。